

12月4日から10日までの1週間は、「人権週間」です。家庭で、職場で、学校で、家族と、みんなと、人権を考える1週間です。男女差別、障害者差別、外国人差別、部落差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会を作りたいものです。そのためには、わたしたち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識をもつことがとても大切です。

今一度、身近なことから人権を考えてみませんか。

人権のことについて相談のある方は、お近くの人権擁護委員・法務局・市町村役場まで、お問い合わせください。



人権週間

12/4(土)
10(金)

いじめや体罰、児童虐待などの子どもの人権や、配偶者・パートナーからの暴力などの女性の人権をはじめ、あらゆる差別問題や家庭内、職場内、隣近所での問題などについての相談を受けています。また相談は人権擁護委員の方の自宅でも受けています。

人権相談の具体例

- 離婚や扶養、相続など、家庭内での問題が起こった。
- 家主や地主から一方的に追い立てられている。
- 外国人という理由でアパート等の入居を拒否された。
- 体罰や「いじめ」を受けた。
- 公務員による乱暴や不当な扱いをされた。
- 不当に仲間はずれにされたり、差別的扱いを受けた。
- 部落差別を受けた。
- 子ども・高齢者が虐待を受けている。
- セクシャル・ハラスメントを受けている。
- 変なうわさを立てられ、名誉や信用を失った。
- 近隣間の騒音、悪臭、ばい煙などに悩まされている。

なお、定期的に各地域で人権相談が実施されていますが、次の日程で特設人権相談が実施されますので、相談事のある方はご利用ください。

日	時間	場所
12月6日(月)	13:30~16:00	水口町社会福祉センター
〃	13:00~16:00	土山町開発センター
〃	13:00~16:00	信楽町開発センター
12月7日(火)	13:00~16:00	甲南支所団体室
12月25日(土)	13:30~16:00	甲賀町創健館

また、大津地方法務局人権擁護課、甲賀・彦根・長浜の法務局各支局でも受けていますので、気軽にご利用ください。相談は無料で秘密は厳守されます。

- 大津地方法務局人権擁護課 TEL 077-522-4673
- 大津地方法務局甲賀支局 TEL 0748-62-0259
- 大津地方法務局彦根支局 TEL 0749-22-0242
- 大津地方法務局長浜支局 TEL 0749-62-0565
- 子どもの人権110番 TEL 077-522-0110
- 女性の人権ホットライン TEL 077-522-4699

最寄の相談所開設情報は、ホームページでも見られます。▶▶ 人権啓発活動ネットワーク協議会 <http://www.jinken.go.jp/>

人権政策課 人権対策係 65-0693